市税は期限内に納めましょう!

市税は、納期内に自主的に納めていただくものです。 自主納税・納期内納税にご協力ください。

1 市税を納める時期

納期一覧表

(令和6年度)

納期	個人市民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保 険 税 (普通徴収)
4月		1期 (4月30日)		
5月			全期 (5月31日)	
6月	1期 (7月1日)			
7月		2期 (7月31日)		1期 (7月31日)
8月	2期 (9月2日)			2期 (9月2日)
9月				3期 (9月30日)
10月	3期 (10月31日)			4 期 (10月31日)
11月				5期 (12月2日)
12月		3期 (12月25日)		6期 (12月25日)
1月	4期 (1月31日)			7 期 (1月31日)
2月		4期 (2月28日)		8期 (2月28日)
3月				

税目	納期	
個人市民税 (給与からの特別徴収)	毎月 ※徴収月の翌月10日 まで	
個人市民税 (年金からの特別徴収)	年金支給月(隔月) ※徴収月の翌月 10日まで	
国民健康保険税 (年金からの特別徴収)		
市たばこ税 鉱 山 税 入 湯 税	毎月 ※翌月末日まで	
法人市民税		
・確定申告	事業年度終了後 2ヶ月以内	
・中間申告	事業年度開始後6ヶ月 を経過した日から2ヶ 月以内	

※ ()の日が納期限です。

2 市税を納めるところ

市税を納めるには、金融機関やコンビニエンスストア、納税課等の窓口で納税通知書(納付書)によって 納める方法、口座振替によって納める方法およびスマートフォンアプリによって納める方法があります。

また、令和5年度から固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)、令和6年度からの市・県民税・森林環境税、国民健康保険税について、地方税統一QRコードを利用することにより、クレジットカードやインターネットバンキングでの納付が可能です。各収納方法について詳しくは下記をご覧ください。

■クレジットカード・インターネットバンキング

各種クレジットカードやインターネットバンキングから納付することができます。

クレジットカードの場合、別途システム利用料がかかります。

対応カードブランドや詳しい納付方法については「地方税お支払いサイト」をご覧ください。(領収書は 発行されません。)

〇地方税お支払いサイト https://www.payment.eltax.lta.go.jp/

■スマホ決済アプリ

納付書表面の QR コードを読み取ることにより、各種スマホ決済アプリで納付することができます。 対応アプリや詳しい納付方法については「地方税お支払いサイト」をご覧ください。(領収書は発行されません。)

○地方税お支払いサイト https://www.payment.eltax.lta.go.jp/

■取扱金融機関

市内すべての金融機関、全国の共通納税対応金融機関および全国のゆうちょ銀行・郵便局の窓口で納めることができます。

対応金融機関について、詳しくは「エルタックス」ホームページをご覧ください。

Oエルタックスホームページ https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/

※納付書に地方税統一 QR コード (eL-QR コード) の印字のない納付書については、下記の店舗のみでの取扱いとなります。

・全国の店舗で取り扱い

東邦銀行福島信用金庫秋田銀行荘内銀行七十七銀行きらやか銀行

北日本銀行 福島銀行 大東銀行

福島県商工信用組合
東北労働金庫
ふくしま未来農業協同組合

・東北6県のみの取り扱い

ゆうちょ銀行 郵便局

■全国のコンビニエンスストア等

納付書にバーコードの印字がある場合は、全国のコンビニエンスストアや MMK 設置店でも納めることが可能となっております。

・対応店舗

 MMK 設置店
 くらしハウス
 スリーエイト

 生活彩家
 セイコーマート
 セブン-イレブン

タイエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア

ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート

ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ

ヤマザキデイリーストアー ローソン ローソンストア 100

■市税が納められる市役所の窓口

納税課、飯坂支所、松川支所、信夫支所、吾妻支所、土湯温泉町支所、立子山支所、大波出張所

3 口座振替納付制度

納期が到来すると、ご指定の預(貯)金口座から、自動的に納税できる便利な制度です。

口座振替にしますと、金融機関や市役所にその都度お出かけいただかなくても納期ごとに、ご指定の口座から自動的に市税を納付できます。うっかり納め忘れることがなく、共働きやお忙しい方などには特に便利です。

なお、一度申込みをされますと、翌年度以降も継続されますが、下記理由により解約扱いとなることもあります。

[解約扱いする理由]

- ・口座名義人が亡くなられた場合
- ・振替不能がしばらく継続した場合
- ・一定期間(おおむね3年間)振替がなかった場合
- ・納税義務者が変更となった場合

(1) 口座振替できる税金の種類

- ・ 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- · 軽自動車税(種別割)
- · 国民健康保険税(普通徴収)
- ※ 税金以外にも市営住宅使用料、下水道事業受益者負担金、下水道使用料(井戸水)、農業集落排水施設 使用料、介護保険料(普通徴収)、保育所保育料、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、母子父子寡婦福祉 資金貸付金償還金、市立認定こども園利用者負担金、公立保育所副食費実費徴収金、市立認定こども園 副食費実費徴収金も口座振替による納付が可能です。

なお、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収対応の方は、口座振替のお申し 込みと併せて、別途納付方法変更のお手続きをいただければ口座振替にすることができます。

※ 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)については、定期外課税の「随時課税」「過年度課税」分についても振替対象となります。

(2) 口座振替を利用できる方

市内に店舗を有する金融機関の全国の本・支店、ゆうちょ銀行(全国)に預(貯)金口座をお持ちの方ならどなたでも利用できます。

※ 市立認定こども園利用者負担金、公立保育所副食費実費徴収金、市立認定こども園副食費実費徴収金については、ゆうちょ銀行の口座振替は利用できません。

(3) 口座振替の申込方法

預(貯)金口座をお持ちの金融機関、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口でお申込みください。 手続きには、預(貯)金通帳、通帳届出印鑑、納税通知書等(通知書番号がわかるもの)が必要です。

① 新規申込

口座振替を希望する金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に「口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」をご提出ください。

② 口座振替金融機関等の変更

新たに口座振替(自動払込)を希望する金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に上記「依頼書」 をご提出ください。

③ 口座振替の解約

口座振替を行っている金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に解約届をご提出ください。 (後日、納付書を送付します。)

- ※ 依頼書には、市内の金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に備付のA4判・3枚複写式と、 納税通知書に綴じ込まれている横長のカード(2枚)式があります。 横長のカード(2枚)式はゆうちょ銀行又は郵便局の窓口では使用できません。
- ※ 福島市外にお住まいの方については、金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に依頼書がありませんので、納税課へご連絡ください。依頼書の用紙を送付します。
- ※ 固定資産税など共有名義で納税通知書番号が複数ある場合には、通知書番号ごとにお申し込みが必要となります。

(4) 口座振替の開始時期

振替開始月はおおむね次のとおりですが、金融機関から福島市への書類の到着時期や科目によっては 開始月が異なることもあります。

① ゆうちょ銀行以外の金融機関

お申し込みされた月の翌月末から振替開始

② ゆうちょ銀行又は郵便局

お申し込みされた月の翌々月末から振替開始

4 ペイジーロ座振替受付サービス

専用の端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで簡単に口座振替の申し込みができます。

(1) 申し込み場所

納稅課、国保年金課、介護保険課、各支所

(2) 利用できる方

口座名義人本人(キャッシュカードの暗証番号入力が必要です)

(3)対象となる税目等

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

(4) 必要なもの

- ① キャッシュカード(主に普通預金、通常貯金口座)
 - ※東邦銀行、常陽銀行、秋田銀行、荘内銀行、大東銀行、福島銀行、福島信用金庫、東北労働金庫、 ふくしま未来農業協同組合、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの方のみ利用可能です。
- ② 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、国民健康保険証など)
- ③ 口座振替希望税目等の納税通知書、決定通知書または納入通知書

(5) 口座振替の開始時期

お申し込みされた月の翌月末から振替を開始します。